

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
120010	空き公営住宅団地の事務所転用への弾力化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第13条、第14条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付目的に反して使用、譲渡、交換し、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を国庫納付した場合は、各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。	空きの公営住宅を、地域内に本社を置く(起業5年未満のベンチャー企業事務所へ転用することを認めるものとする。	空き公営住宅を転用して、地域内に本社を置く(起業5年未満・年商1000万円以下のベンチャー企業の貸与を認める。但し、上記条件を超えた企業は1年以内に退去しなければならない。	空き公営住宅の有効活用に、ベンチャー企業の育成・支援により、地域経済を活性化させる。 企業事務所として貸与することにより、新規事業者の参入を図る。 新たな雇用の創出。	E		補助対象財産の有効活用については、地域再生事項とされているところである。 なお、地域再生(非予算)第4次提案募集管理コード1220160の回答をご参照願いたい。	空き公営住宅団地の事務所転用は地域再生制度を利用すれば実現可能であると解してよいか回答されたい。		1006020	社団法人富岡青年会議所	国土交通省
120020	公営住宅法第44条第1項の国土交通大臣の承認の権限を、地方整備局長に権限を移譲する措置	公営住宅法第44条第1項、第52条、同法施行規則第26条第3号	公営住宅法第44条第1項の規定による公営住宅の譲渡処分承認に係る国土交通大臣の権限は、地方整備局長等に委任されている。	公営住宅法第44条第1項「事業主体は、政令で定めるところにより、公営住宅又は共同施設がその耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは、国土交通大臣の承認を得て、当該公営住宅又は共同施設(これら敷地を含む。)を入居者、入居者の組織する団体又は営利を目的としない法人に譲渡することができる。」とあるところの「国土交通大臣の承認を得て、を」地方整備局長の承認を得て、に規制を緩和するものです。	2階建て以下の木造や簡易耐火ブロック造の公営住宅に長年住み慣れた方に、希望すれば速やかに市営住宅を譲渡しようとするものです。	新見市は、人口の減少が著しく、特に若者の転出に歯止めがかからないため、若者定住施策としてこの事業を積極的に実施し、Uターンの可能性を増加させ人口の減少率を緩和させようとしています。また、自己の住居として愛着をもって管理することにより、既存の資産である市営住宅の適正な管理が行え、地域の活性化及び子や孫への資産継承といった未来に渡る定住概念を育むことができると考えています。このように、若者定住による過疎化の歯止めと地域の活性化につなげる目的で提案するものです。	E	公営住宅法第52条及び公営住宅法施行規則第28条第3号の規定により、同法第44条第1項の規定による公営住宅の譲渡処分承認に係る国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任されている。			1012010	新見市	国土交通省	
120030	公営住宅法施行令第12条の災害その他の事由による要件及び敷地の不必要要件を撤廃する措置	公営住宅法第44条第1項、附則第16条、同法施行令第12条第1項	公営住宅法附則第16条の規定により、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域内の公営住宅の譲渡処分については、公営住宅法第44条第1項に規定する「特別の事由」の要件が不要であり、耐用年限の4分の1を経れば可能とされている。	公営住宅法施行令第12条で、「事業主体は、次の表の上欄各項に定める住宅に応じてそれぞれ下欄各項に定める耐用年限の四分の一を経過した公営住宅を引き続き管理することが災害その他の事由により不適当となり、かつ、その敷地を公営住宅の敷地として保有する必要がある場合において、当該住宅の維持保全上適当であると認められるときは、法第44条第1項の規定により、当該住宅(その敷地を含む。)を、その複合価格を基準として事業主体が定める価額を入居者、入居者の組織する団体又は営利を目的としない法人に譲渡することができる。この場合において、災害による損傷その他特別の事由によりその価額が著しく適正を欠くと認めるときは、事業主体は、国土交通大臣の承認を得て、別に譲渡の価額を定めることができる。」とあるところの「公営住宅を引き続き管理することが災害その他の事由により不適当となり、かつ、その敷地を公営住宅の敷地として保有する必要がある場合において、を」削除し、規制している条件を撤廃する措置。	2階建て以下の木造や簡易耐火ブロック造の公営住宅に長年住み慣れた方に、希望すれば速やかに市営住宅を譲渡しようとするものです。	新見市は、人口の減少が著しく、特に若者の転出に歯止めがかからないため、若者定住施策としてこの事業を積極的に実施し、Uターンの可能性を増加させ人口の減少率を緩和させようとしています。また、自己の住居として愛着をもって管理することにより、既存の資産である市営住宅の適正な管理が行え、地域の活性化及び子や孫への資産継承といった未来に渡る定住概念を育むことができると考えています。このように、若者定住による過疎化の歯止めと地域の活性化につなげる目的で提案するものです。	E	公営住宅法附則第16条の規定により、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する「特別の事由」の要件が不要とされているため、公営住宅法施行令第12条第1項に規定する「公営住宅を引き続き管理することが災害その他の事由により不適当となり、かつ、その敷地を公営住宅の敷地として保有する必要がある場合において、を」要件も不要である。	新見市は過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域となっているが、その場合には公営住宅法施行令第12条の災害その他の事由による要件及び敷地の不必要要件が不要であり、実現可能であると解してよいか回答されたい。		1012020	新見市	国土交通省	
120040	平成8年8月30日付け、住総発第135号、都道府県知事等住宅局長通知の人数及び所得要件を撤廃する措置	公営住宅法第44条第1項、公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について(平成8年8月30日付建設省住総発第135号住宅局長通知)	公営住宅法第44条第1項の規定による公営住宅の譲渡処分承認については、「入居者(団地を形成している場合においては、原則としてその全戸の入居者)がその譲受けを希望し、かつ、譲渡の対価の支払能力があること。」を要件としている。	平成8年8月30日付け、住総発第135号、都道府県知事等住宅局長通知で「ホ、入居者(団地を形成している場合においては、原則としてその全戸の入居者)がその譲受けを希望し、かつ、譲渡の対価の支払能力があること。」を要件としている。	2階建て以下の木造や簡易耐火ブロック造の公営住宅に長年住み慣れた方に、希望すれば速やかに市営住宅を譲渡しようとするものです。	新見市は、人口の減少が著しく、特に若者の転出に歯止めがかからないため、若者定住施策としてこの事業を積極的に実施し、Uターンの可能性を増加させ人口の減少率を緩和させようとしています。また、自己の住居として愛着をもって管理することにより、既存の資産である市営住宅の適正な管理が行え、地域の活性化及び子や孫への資産継承といった未来に渡る定住概念を育むことができると考えています。このように、若者定住による過疎化の歯止めと地域の活性化につなげる目的で提案するものです。	C	公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸することを目的としたものであるため、貸家として管理することが原則であり、これを入居者等に譲渡処分することは例外的な措置として位置づけている。 公営住宅等の譲渡処分承認基準(平成8年8月30日付建設省住総発第135号住宅局長通知第五(一)二(一))については、将来、計画、管理等に支障が生ずる可能性があることから、一団地又は一ブロックを単位として処分するのではなく、原則として、一部の入居者への譲渡は認められないこととしている。また、公営住宅法第44条第2項の規定により、譲渡の対価の使途が定められていることから、譲渡の対価の支払能力がない入居者に対し譲渡することは認められないこととしている。	譲渡の対価の支払い能力がない入居者に公営住宅を譲渡するには、公営住宅の用途を廃止する際に、補助金の返還及び地方債がある場合は繰上償還をすることにより公営住宅以外の施設とし、それを入居者に譲渡することで可能となるか回答されたい。		1012030	新見市	国土交通省	
120050	高齢者向け優良賃貸住宅並びに高齢者専用賃貸住宅の年齢制限の規制緩和	(高齢者向け優良賃貸住宅) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第31条、同法施行規則第16条 (高齢者専用賃貸住宅) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条、第5条、同法施行規則第3条	(高齢者向け優良賃貸住宅) 高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定要件として、入居者の資格を60歳以上の高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者とすることとしている (高齢者専用賃貸住宅) 高齢者の入居を受け入れることとしている住宅(高齢者円滑入居賃貸住宅)のうち、専ら高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とするものを高齢者専用賃貸住宅として登録することができる	高齢者向け優良賃貸住宅(以下、「高優賃」と呼ぶ)・高齢者専用賃貸住宅(以下、「高専賃」と呼ぶ)の入居対象には60歳以上の年齢制限が設けられているが、ノーマライゼーションの理念に基づき、60歳未満の障害者を共生型として高優賃・高専賃の入居対象として認める。	高齢者向け優良賃貸住宅(以下、「高優賃」と呼ぶ)・高齢者専用賃貸住宅(以下、「高専賃」と呼ぶ)の入居対象には60歳以上の年齢制限が設けられているが、ノーマライゼーションの理念に基づき、60歳未満の障害者を共生型として高優賃・高専賃の入居対象として認める。	障害者自立支援法では、入院・入所の障害者の地域移行の促進が重点課題となっている。 地方においては、障害者の良質な居住の確保が困難な状況にあり、住宅政策において先行する高齢者住宅の活用が望まれている。 高齢者居住における入居対象の規制が緩和されることにより、障害者の居住の場が拡大され、地域移行が促進されると同時に、高齢者・障害者の格を超えたノーマライゼーション・共生型社会の実現につながる。	D	(高齢者向け優良賃貸住宅) 高齢者向け優良賃貸住宅の全部又は一部において3ヶ月以上入居資格を有する入居者が確保できないときは、都道府県知事等の承認を受けて入居資格を有する者以外の方にも賃貸することができるものであり、この場合には、60歳未満の障害者の方も入居が可能である。 (高齢者専用賃貸住宅) 高齢者円滑入居賃貸住宅のうち「専ら自ら居住するため住宅を必要とする高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者」をその賃借人とするものを高齢者専用賃貸住宅として登録するものであり、高齢者以外の方をその賃借人とする場合に変更の登録申請をすればよい。			1091010	財団法人正光会	国土交通省	
120060	専任水防団活動の公務範囲の明確化	水防法第1条、第5条、第6条の2	水防法第5条第1項により、水防団は水防事務を処理するために設置するものとされている。	水防団(消水兼任水防団)の公務範囲として定められている。風水害時等の自然災害における住民の避難誘導、イベント等における警戒め、消防団と同様な公務災害が補償される。またその審査に時間を要している。 同じ公務を遂行しながら消防団と専任水防団では、明確な基準があるかないかにおいて公務災害における補償の格差が生じることとなる。この格差を是正することにより専任水防団が安心して地域水防活動に参加でき、十分な使命を果たすことができる。	消防団(消水兼任消防団)は、消防組織法第1条(消水兼任消防団)と共に活動している。しかし、同じ非常勤公務員で、同じ公務を遂行しながら、消防団は、公務であることが明確化されているが、専任水防団員は、不明確である。不安の中で活動を行っている。岐阜市水防団員(1624人)においては、この不安を解消することが最優先課題であり、今年度8月の中部地方整備局の要望時においても大きな課題となった。 公務災害における補償等の格差が生じないようにするため、専任水防団員等の活動範囲を明確化され、安心して地域活動に参加することにより、地域の総合防災力を高めることができる。 なお、第5次特区提案の最終回答において、「水防団活動の活動範囲を明確化するための基準等を平成17年度中の策定に向けて検討を行う。」との回答をいただいている。	水防法における水防とは、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減することであり、それに伴う水防組織の整備その他の水防に関する事務が含まれるものと解される。また、公務とは、水防団長及び水防団員が水防団長及び水防団員として行うことを命ぜられた職務であり、実際の水防活動・水防訓練に従事することといった具体的行為のみを指すものではなく、水防事務の処理、水防の用務のための出張、水防の普及・啓発等を含む、水防に関連する全てのものを総称すると解される。 上記のとおり、水防に係る公務の範囲は多岐にわたるものであることから、検討の結果、水防団活動の活動範囲については、明確化するための個別の基準を定めず、個々に判断することが望ましいとの結論に至ったとある。 なお、実際の活動が「公務」にあたるか否かについて、判断が必要なものがあれば、個別に相談されたい。	C	水防法における水防とは、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減することであり、それに伴う水防組織の整備その他の水防に関する事務が含まれるものと解される。また、公務とは、水防団長及び水防団員が水防団長及び水防団員として行うことを命ぜられた職務であり、実際の水防活動・水防訓練に従事することといった具体的行為のみを指すものではなく、水防事務の処理、水防の用務のための出張、水防の普及・啓発等を含む、水防に関連する全てのものを総称すると解される。 上記のとおり、水防に係る公務の範囲は多岐にわたるものであることから、検討の結果、水防団活動の活動範囲については、明確化するための個別の基準を定めず、個々に判断することが望ましいとの結論に至ったとある。 なお、実際の活動が「公務」にあたるか否かについて、判断が必要なものがあれば、個別に相談されたい。	「水防に係る公務は範囲が多岐にわたるため、範囲を明確化する基準を定めず個々に判断することが望ましいとの結論に至った」とのことであるが、当市としては今後、逐条解説水防法(平成17年10月31日発行)の内容及び貴省の回答を正式見解と受け止め、「公務範囲」に関する当市が明らかにしたい点について、消防団員等公務災害補償等共済基金と協議を進めたい。またその中で、「公務」に当たるか否かについて改めて疑問が生じれば、その段階で貴省と相談したい。		1035020	岐阜市	総務省 国土交通省	
120070	上下水道、ガス、電気、電話、光ファイバー地下埋設一括管理同穴工事義務付の道路法への追加提案	道路法第36条	水道、電気、ガス事業等の用に供するものを道路に設けようとする場合においては、事前に工事計画書を提出しなければならない。ただし軽微な工事の場合においては、この限りではない。	道路法 第三章 第三節 第三十六条(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)に上下水道、ガス、電気、電話、光ファイバー地下埋設900mm幅以内の同穴施工義務付の追加を希望します。	1.上下水道、ガス、電気、電話、光ファイバー一括管理の同穴施工による工事幅の小スペース化。建築主への工事費用の軽減。 2.工事交通渋滞の緩和により流通産業の経済性の向上と排気ガスによる環境問題排除。 3.ファイバースコープを同時に埋設することにより、事故の早期発見と、中継BOX(別紙図参照)の設置による耐震性及びアパーメンテナスの向上。	現状 道路本管から宅地内への水道、下水、ガスの引込み工事は、各業種ごとに道路占用をとり、引込み位置は、各業種ごと違い、工事日程についても各業種ごとに違っていることがほとんどです。道路占用期間が、各業種ごと違い、工事期間が長くなり、工事交通渋滞の原因となっています。それが、原因で排気ガスによる二酸化炭素の増大と地球温暖化、それと、建築主への工事費の重なりにより負担が大きいため、下水道の普及率がぐんぐん上がっています。それと電線共同溝整備事業の普及率が上がっている地域があります。また、震災時、早期復旧と容易なメンテナンスができる必要があると思われる。	C	提案のような施工方法は、各事業者の合意により対応が可能であり、道路法上の規制は障害となっていない。 各戸に引き込むために埋設される各管の工事については、建築主の都合等により、各事業者がそれぞれ判断して行うものであり、提案のように一律に義務付けることは妥当でないと考える。			1007010	真野工業株式会社	国土交通省	

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
120080	バス停標識に追加する広告物の緩和	道路法第32条	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	通達により、バス停標識に追加する広告物の取り扱いについて、「追加広告等は、原則として教育、医療及び公共交通機関等公共性を有するもの、またはそれらに準ずる公共性があると認められるものに限り許可するものとする」と規定されている。そこで、広告収入を得られるようにするため、バス停標識の追加広告に企業広告も認める。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受けてバス利用促進事業を実施し、現在策定中の「盛岡市総合交通計画」の中でも、公共交通への転換を明確にしながらバス利用促進策を更に充実・強化する予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、バス空白地帯の拡大も懸念されているため、(社)若手県バス協会が所有するバスロケーションシステムやバス停上層等の維持管理費の負担軽減を目的に広告添加、財務基盤の強化を図れるよう規制緩和を提案するものであるが、現状では「根拠法令、権記載の規程のため実現が難しい。なお、対象地域は盛岡市周辺部、対象者は(社)若手県バス協会に限定され、なおかつ、広告収入は施設の維持管理費に充当されることなどから妥当と考える。(別様あり)		D	バス停標識への広告物の追加については、やむを得ない事情により広告付きとなるものについては許可しているところであり、今回の提案は市の施策として取り組んでいるものであることなどから、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれないと認められるものであれば、その添加は可能であると考え、当該道路の道路管理者と個別に調整を図られたい。	費省の回答で「やむを得ない事情により広告付きとなるものについては許可している」とあるが、やむを得ない事情がある場合に限っている理由を回答された。併せて右提案主体の意見につき検討し回答された。	本市では、バス利用を促進するため施策として、バス専用レーン・PTPSの設置検討やバスの実証運行などに係る事業を市が事業主体となって推進する一方、バス停上層やバスロケーションシステムなどについては、(社)若手県バス協会に対して通常の補助率に更にも乗せた補助率で補助金を交付して整備しているが、提案に対する回答文中「市の施策として取り組んでいるものなどから、該当すると解釈してよいか、	1034020	盛岡市	警察庁 国土交通省	
120090	バス停上層に設置される電光掲示板の企業広告の表示許可	道路法第32条	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	通達により、「バス停上層に設置されている電光掲示板に表示する情報は、バス停留所を利用するバスの運行状況等に限定するものとし、広告と認められる情報は表示しないこと」とされている。そこで、広告収入を得られるようにするため、運行情報表示部を除くお知らせ表示部(128文字/回)のみ広告を流すこと認める。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受けてバス利用促進事業を実施し、現在策定中の「盛岡市総合交通計画」の中でも、公共交通への転換を明確にしながらバス利用促進策を更に充実・強化する予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、バス空白地帯の拡大も懸念されているため、(社)若手県バス協会が所有するバスロケーションシステムやバス停上層等の維持管理費の負担軽減を目的に広告添加、財務基盤の強化を図れるよう規制緩和を提案するものであるが、現状では「根拠法令、権記載の規程のため実現が難しい。なお、対象地域は盛岡市周辺部、対象者は(社)若手県バス協会に限定され、なおかつ、広告収入は施設の維持管理費に充当されることなどから妥当と考える。(別様あり)		D	バス停上層に設置される電光掲示板への企業広告の表示については、交通安全上の観点などから、限定的に取り扱う基準を設けている地域もあるが、今回の提案は市の施策として取り組んでいるものであることなどから、電光掲示板としての効用を妨げることがなく、また道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められるものであれば、企業広告の表示が可能である場合もあるので、当該道路の道路管理者と個別に調整を図られたい。	電光掲示板としての効用を妨げることがなく、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められるものであれば、自治体のみならず民間にてバス停上層に設置した電光掲示板へも企業広告を表示してよいと解釈してよいか回答された。併せて右提案主体の意見につき検討し回答された。	本市では、バス利用を促進するため施策として、バス専用レーン・PTPSの設置検討やバスの実証運行などに係る事業を市が事業主体となって推進する一方、バス停上層やバスロケーションシステムなどについては、(社)若手県バス協会に対して通常の補助率に更にも乗せた補助率で補助金を交付して整備しているが、提案に対する回答文中「市の施策として取り組んでいるものなどから、該当すると解釈してよいか、	1034030	盛岡市	警察庁 国土交通省	
120100	バス停留所に設置されている既存上層に対する広告物の追加許可	道路法第32条	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	通達により「バス停留所に設置される上層に対する広告物の追加を認めるのは新規かつ一体的に整備する上層であり、既設の上層への追加は認められない」とされている。そこで、ハイグレードバス停に設置されている既存の上層については、広告物の追加が可能とする。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受けてバス利用促進事業を実施し、現在策定中の「盛岡市総合交通計画」の中でも、公共交通への転換を明確にしながらバス利用促進策を更に充実・強化する予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、バス空白地帯の拡大も懸念されているため、(社)若手県バス協会が所有するバスロケーションシステムやバス停上層等の維持管理費の負担軽減を目的に広告添加、財務基盤の強化を図れるよう規制緩和を提案するものであるが、現状では「根拠法令、権記載の規程のため実現が難しい。なお、対象地域は盛岡市周辺部、対象者は(社)若手県バス協会に限定され、なおかつ、広告収入は施設の維持管理費に充当されることなどから妥当と考える。(別様あり)		F	バス停留所に設置される新規の上層についてのみ、広告物の追加が認められるのは、上層の整備が推進されることが、バス利用者たる市民の日常生活における利便性の向上を図り、また高齢者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図る観点から、公益上望ましいため特例的に認められた措置である。 一方、既設の上層については、バス利用者向けのロケーションシステムのような高度なサービスを提供するものである場合、広告料収入を上層の維持管理に必要な費用に充当させるとの取扱いについて検討する。	費省の回答で「ロケーションシステムのような高度なサービスを提供するもの、また、「広告料収入を上層の維持管理に必要な費用に充当させる」と限定する理由を回答された。また、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれなく、安全上問題のないものであれば、ロケーションシステム以外の既設の上層でも広告物の追加を認めるよう検討された。また、広告料収入を上層の維持管理以外の費用にも使用できることについて、併せて右提案主体の意見につき検討し回答された。	本市が今回提案しているバス停上層には、バスロケーションシステムの表示機が設置されているバス停上層と設置されていないバス停上層が存在するため、バスロケーションシステムを活用した広告のほか、当該システムを活用しない広告板等を上層に直接取付けて行う広告掲示も想定した提案を行なっている。については、前述のいずれもが可能となるよう検討していただきたい。また、取扱いについて検討するとなつてはいるが、どの程度の期間で検討結果がでるか明示願いたい。なお、本市のバスロケーションシステムは、携帯電話やパソコンでもバスの位置情報等を入力できるシステムです。	1034040	盛岡市	警察庁 国土交通省	
120110	バス停留所に設置されている広告物を追加した上層に係る占有料の緩和	道路法第39条	道路管理者は、道路の占用につき占有料を徴収することができる。ただし、国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で公営企業以外のものに係る場合においては、この限りではない。	現在、盛岡市内に設置している約80カ所のハイグレードバス停については上層分を含めて占有料が発生していない。しかし、上層に広告物を追加した際に占有料が発生することになるため、上層に広告物を追加した際にも、従前通り占有料を無償とする。	盛岡市では、国土交通省のオムニバスタウンの指定を受けてバス利用促進事業を実施し、現在策定中の「盛岡市総合交通計画」の中でも、公共交通への転換を明確にしながらバス利用促進策を更に充実・強化する予定である。こうした状況下でバス事業者は、厳しい経営環境が続いており、バス空白地帯の拡大も懸念されているため、(社)若手県バス協会が所有するバスロケーションシステムやバス停上層等の維持管理費の負担軽減を目的に広告添加、財務基盤の強化を図れるよう規制緩和を提案するものであるが、現状では「根拠法令、権記載の規程のため実現が難しい。なお、対象地域は盛岡市周辺部、対象者は(社)若手県バス協会に限定され、なおかつ、広告収入は施設の維持管理費に充当されることなどから妥当と考える。(別様あり)		E	直轄国道上において地方公共団体が設けるバス停の上層は、広告物の有無にかかわらず占有料を徴収していない。	直轄国道上にバス停上層が設置されている状態で、例えば、その占用主体が地方自治体から民間業者へ移行した場合、民間業者は上層分の占有料を支払うことになるのか回答された。併せて右提案主体の意見につき検討し回答された。	現在、国道に設置しているバス停上層は、バス停上層の整備及び維持管理を(社)若手県バス協会が行なうことを前提に、市が国から占有料を受け付けている。しかし、同協会が広告を添加しようとする場合は、現在の占有料を取り消して、同協会がバス停上層を含めた占有料申請書を改めて行うよう国から指導を受けており、これに伴い占有料も発生する旨回答を得ている。今回の提案は、現在の占有料形態もしくは前述の国の指導に基づき「形態において、占有料の緩和を求めらるものである。	1034050	盛岡市	国土交通省	
120120	世界文化遺産周辺道路における電線、電柱の占用に関する制限	道路法施行令第11条	電柱、電線を占用する場合は道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がない場合は、電柱の占用の場所を制限することができる。	世界文化遺産周辺(約200mの範囲を想定)における主要な道路の占用については、道路法施行令第11条第1項第1号、第6号から第8号までを適用し、景観の阻害要因である電線、電柱の地上における占用を制限するものである。これにより、「古都京都の文化財」として登録されている世界文化遺産周辺における無電柱化が推進され、歴史的町並みと調和のとれた良好な景観を保全することができる。	京都市は、世界に誇るべき自然環境や歴史的景観を有し、これらを日本の歴史文化の象徴として守り育て、国内外へ発信する「京都創生」を市政の最重要課題と位置付けてあり、無電柱化推進はこの取組の1つである。道路管理者が主体となる電線共同溝方式は、代表的な無電柱化手法であるが、道路管理者のみを主体とする取組では、電線の新しい良好な景観を早期に創出することは極めて困難な状況である。このため、世界文化遺産周辺の主要な道路については、電線、電柱の地上占用を制限する導入により、電線管理者に新たな負担が発生するが、比較的安価な裏配線、軒下配線の適用による負担軽減も可能であり、企業の社会的責任の一環として世界文化遺産周辺の主要な道路に限り、負担を求めるものである。		D	景観法第49条で道路法の特例が規定されており、これにより景観計画に道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路については、道路管理者は道路の占用の許可に関して、道路法施行令で定める基準だけでなく、「景観計画に定められた許可の基準」にも適合する場合に限り、許可を与えることができることとされている。 したがって、景観行政団体が良好な景観の形成に必要なものとして電線類の占用の場所に関する基準を景観計画において定めることにより、占用の場所を地下に制限することも可能である。 なお、景観計画の策定に当たっては、「電線類地中化推進検討会議」で定められる「無電柱化推進計画」との調和が保たれること、及び景観計画の対象地域において事業を営む法人の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされていることに留意された。		1048010	京都市	国土交通省		
120130	オープンカフェを実施するための道路占用許可基準の明確化	道路法第32条、第33条	道路の占用許可を受けるには政令で定める基準に適合しなければならない。	・オープンカフェの実施について、地方自治体や地元警察、地元商工会、地域住民等複数主体が参加する地域参加型の協議会を設け協議することにより、長期間、継続的な実施ができるようにする。 ・現状、道路法、道路交通法にオープンカフェは明確には位置付けられておらず、各許可権者の判断次第という状況であるため、地域の賑わいづくりという観点から安定・継続的に実施できるようにする。この観点から、どのような物件が認められるのか、基準を明確にする。	・現在、オープンカフェの実施は社会実験的に短期間実施されるケースが多いが、継続的に実施することにより、短期的では費用面等でなかなか取組むことができない店舗の積極的な参加が期待でき、中心市街地の活性化につなげる。	国土交通省が「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」、警察庁交通局が交通規制課長名で「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」等を出力しているが、基準が明確になっている訳でもなく、各許可権者に委ねられている状態であり、そもそもオープンカフェが占有許可のどの基準に合致するのか、どいった物件までが認められるかも不透明である。また、「道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合」に認めるといふものであり、地域づくりという積極的な観点から認める、という形にはなっていない。そこで、基準を明確にし、地域参加型の協議会によって協議することを条件とすることにより、地域の賑わい創出、中心市街地の活性化という観点から積極的な実施ができるよう提案するものである。		D	オープンカフェ等の路上イベントについては、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、地方公共団体や地域の関係者からなる協議会等により、長期間、継続的な実施が可能となっている。また「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」(平成17年3月17日「国土交通省道路局通達」)において道路占用許可基準を定めたところである。		1085010	個人	警察庁 国土交通省	

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
120140	道路の占用規制の緩和	道路法第32条	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	道路付帯地への地域振興施設、食事施設、購買施設その他これに類する施設を建設するための占用を可能とする。	国土交通省の所有する道路付帯地について、地方自治体が土地の占用許可を受け、地方自治体あるいは地方自治体と契約した民間事業者が、地域振興施設、食事施設、購買施設その他これに類する施設を建設する。高速道路におけるサービスエリアの一般国道放で、それに地域振興要素を加えたもの。	提案理由 旧道路公団が所有していた国道バイパスを国土交通省が平成17年3月末に購入し、通行料が無料となり、通過交通と地域内交通の分離が実現した。かつての管理事務所用地も同時購入により、国土交通省所有の道路付帯地となった。長距離運転をするドライバーのための駐車場としての利用は可能だが、道路用地としての一括購入のため、管理事務所用地の一部を用途廃止しての部分売却は不可能であり、ドライバーが休憩するような新たな建築物等が建設できない。現状のままでは、ドライバーの休憩や地域振興のために、せつかくの既存ストックを有効に活用ができない状況にある。 代替措置 道路法による道路管理者である地方自治体、道路付帯地の占用許可を得ることで、道路構造の維持や交通への支障など道路管理上の不安を解消でき、合わせて、経営面で自治体の直接営業にこだわらないことにて、民間のノウハウも活用できる。	D		提案の施設は、自動車専用道路の連絡路附属地に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、当該自動車専用道路の通行の利便増進に資するものとして道路法施行令第7条第8号に該当するものと考えられるので、当該道路の道路管理者と個別に調整を図られたい。		1090010	藤枝市	国土交通省	
120150	サッカーロード特区道路標示の要件の緩和	道路法第42条第1項	道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。	現行法で規定されている道路標示について、道路管理者と公安委員会との協議において安否が確保できると判断された場合には、道路管理者がサッカーボールのデザインを道路上に設置できるものとする。	サッカーボールの模様を市内道路上に設置することにより、「サッカーのまち藤枝」への幼いかららの愛着と誇りを醸成するとともに、訪問者へのサッカーのまちのPRを図る。具体的には、サッカーボールの模様(白ペイントとアスファルトの黒)を取り込んだデザインとし、スタートラインの真ん中等にサッカーボールの模様を描く。	提案理由 これまで道路標示については、安全への配慮から視認性を考慮し、全国一律の規定となっており、地域間で違いがなかった。しかし、地方分権時代となり、本年7月26日の警察庁からの通達(法外表示等の設置指針について)においても「地域性」を動かし、「まちづくり計画」を図る旨が定められている。本市のシンボルともいえるサッカーボールを道路上に描くことにより、「サッカーのまち藤枝」を有効的にPRし、地域活性化のための手段として利用する。	D		ご提案にあるサッカーボールの表示については、道路管理者及び公安委員会が、安全かつ円滑な道路の交通の確保等の観点から支障がないと判断する場合もあると考えられるので、道路管理者と公安委員会とで十分な調整を図られたい。		1090020	藤枝市	警察庁 国土交通省	
120160	「道の駅、情報提供・休憩施設内での地元民間企業の宣伝行為の規制緩和	道路法第42条第1項	道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。	国土交通省が所管する「道の駅」の情報提供施設及び休憩施設内において、これまで認められていなかった民間企業の宣伝行為の一部条件付きで認めるもの。条件とは、宣伝主体が地元の企業又は個人であること、宣伝媒体がチラシ(印刷物)が情報提供施設で閲覧可能な電子媒体であること、宣伝内容が公序良俗に反しないこと、更に駅長が地域振興に有益であると判断したものであること、チラシ及び電子コンテンツの掲示・設置費用については原則無償とする。	「道の駅」の情報提供施設や休憩施設内での宣伝行為の規制緩和によって実施したい事業は、「道の駅」を通した地域振興であり、例を挙げれば、地元の無農産野菜を使った創作料理を出すレストランなどに定期発行のチラシ(印刷物)づくりを促し、これを「道の駅」の「休憩所」や「情報提供施設」内に設置する。チラシを印刷するコストが嵩んでいき農家レストランなどは、電子コンテンツで情報をまとめ、「道の駅」の情報提供施設で閲覧できるようにする。これらの地域住民による宣伝活動により地元情報の発信が活き、観光客の満足度も向上するものと思われる。(「別紙 事業内容書あり。)	近年、観光客の利用増加に伴い「道の駅」の情報発信機能に対して「地元のおいしい料理店の情報が欲しい」など具体的な店舗名など詳細な情報発信を求め声が多く聞かれる。一方で、小規模なところも地域振興に情を注いでいる地元企業・個人などからは、パブリシティを期待する声や「観光客に地元の良さをもっと知ってほしい」と望む声が多く聞かれる。このような需要側と供給側の満足度を高めるには、国有財産である「休憩所」や「情報提供施設」にて民間企業の宣伝行為を許す必要があり、国有財産法の規制緩和が欠かせない。(「別紙 提案理由書あり。)	D		「道の駅」は、道路法上の「道路区域」内に設置されている建物である(公物の道路である)ことから、国有財産法が適用されるものではなく、道路法が適用される。道路法第32条に基づき道路占用許可が必要であるので、当該道路の道路管理者と個別に調整を図られたい。また、「道の駅」の情報提供施設内等での電子コンテンツによる情報提供についても、道路情報板同様、道路法による規制が存在しないことから、当該道路の道路管理者と個別に調整を図られたい。	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。	1105010	個人	国土交通省	
120170	セグウェイの自転車専用道路の利用について	道路法第48条の13第1項 道路法第48条の15第1項 道路法施行規則第4条の15	何人もみだりに自転車専用道路を自転車(自転車以外の軽車両(道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両)並びに道路運送車両法施行規則第2条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車及びこれに牽引される車両を含む。))による方法により通行してはならない。	独特な仕様から現状の道路交通法では、そのまま公道で乗ることが不可能なセグウェイを自転車専用道路に限って利用を可能とし、自然環境や住環境に良い街づくりを推進させる。なお、自転車専用道路において、利用が認められないのであれば、自転車同様、セグウェイ専用道路の整備を推進していただきたい。	セグウェイは最高速度で20km/hとなっており、一般的な自転車と同程度の運行速度であることから、歩行者などが通行する部分と構造的に分離されている自転車専用道路での利用を可能とする。これにより、環境にやさしい新たな街づくりが可能になるとともに当該地域の観光客の増加にもつながると考える。	最高速度などの機能面から判断して、セグウェイは自転車より危険性を有する乗り物ではない。このことから、自転車や歩行者と混在しない自転車専用道路においてセグウェイを利用しても、特段の危険性は生じないと考える。また、セグウェイを購入するには、自転車保険への加入、及び運転講習が必須となっていることから、必要な安全性は担保されていると考える。	C		「セグウェイ」は道路交通法により、道路法上の道路を含むいわゆる「公道」での通行が認められていないため、道路法上の自転車専用道路を通行することはできない。	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。	1117010	1stSegwayJP	警察庁 国土交通省	
120180	工事現場の養生ネット等の利用方法拡大の件	屋外広告物法第2条1項	屋外広告物法第2条において、「この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり紙並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。」と規定されている。	現行法において、屋外広告物とみなされている工事現場の「養生ネット」や「防護壁」等については、景観法第2条の要件を満たしている場合には、屋外広告物としての規制対象ではなく、良好な景観を創出する媒体としての活用を可能とする。 規制の変更点: 「この法律において「屋外広告物」とは…(中略)…」並びにこれらに類するものをいう。ただし、工事に設置される養生ネットや仮囲い等に関しては、景観法第2条5の基本理念に反しない範囲で本法の「屋外広告物」からは除外する。」	工事現場に良好な景観を創出するため、海外各国においては既に実現されている養生ネット活用を規制緩和によって日本に導入することを目的とする。 具体的には、「景観法の基本理念に反しない範囲」という制約条件を付記し、修復中の例えば寺中や文化施設の養生ネット上に完成像をプリント表示することによって都市景観の文化的環境保護、生活環境保護、観光価値低下防止ができるようにする。また、養生ネットのプリントコストの原資を協賛する企業から調達可能とすることで、その実現を容易にする。	提案理由: 「養生ネット」や「防護壁」等は工事期間中、一時的にも「景観法」の主旨に逆行して景観を損ねている。本特例措置により、無機質で殺伐とした景観を改善し、良好な景観を創出することが可能となる。さらには、景観改善に賛同する企業からの原資調達が可能とすることで、地域住民や公共事業の費用を軽減するだけでなく、新たな広告媒体として地域活性化および広告産業の活性化という経済活性化も図ることができ。 代替措置: 「良好な景観形成」に反する無制限な利用を防ぐためにも、「景観法」の基本理念に反しない範囲」という制約条件を付記し、実務的には地方自治体の「景観審判」の許可等の手続きを経る。 このため、ガイドライン(案)に就いた条例を作成している自治体においては「工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、規制に定めるもの」については屋外広告物には該当するが、禁止地域や許可地域の規定の適用除外となる。	C		工事現場の「養生ネット」や「防護壁」に完成後予想図を掲載することができないものとして想定しているものはあるか回答されたい。 併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。	1022010	日本メナード化粧品株式会社	国土交通省		
120190	茅葺き屋根等の不燃材以外の屋根材使用要件の緩和	建築基準法第22条	建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全及び衛生の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び設備等に関する最低限の基準を定めているものである。 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物について、屋根の構造を、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能を有するものとしなければならない。	都市計画区域内の建築基準法第22条指定区域において、不燃材使用と同等以上の防火施設の整備を行うことにより、茅葺き屋根等の不燃材以外の屋根材使用を可能とする。	アレフグループでは、北海道恵庭市牧場地区において都市農村交流施設の整備を進めており、既に第1期事業として観光型の都市農村交流施設整備を終了しており、来場者が年間20万人を超え、都市農村交流の活性化と経済的な寄与に効果を上げていることである。 今後の第2期事業は長期滞在型都市農村交流施設の整備を予定しています。具体的には、茅葺き屋根を採用した古民家を復元し、既用地を有効活用した日本古来の農村を再生し、利用ニーズに合わせて一般利用を行ってまいります。このことにより、農村体験、環境教育等の場の創出、様々な食育推進の取り組みを行い、環境の時代への貢献と企業ノウハウ蓄積を行います。	提案する事業の対象区域は都市計画区域内で建築基準法第22条区域に指定されており、現状では茅葺き屋根を採用した古民家の復元が不可能です。事業の主旨は、環境学習、農業体験、食育推進などを目的に整備するものであり、日本古来の伝統的な茅葺き古民家を本物の姿で復元することにより、効果を発揮し目的が達成できるものです。そこで、特例措置により建築基準法第22条区域における不燃材以外の屋根の使用を可能として活用したい。 代替措置: 予定建築物間距離5m以上、軒裏へのスプリンクラーの設置、屋外消火施設の設置、ライファイブックアップ機能の設置など	C		建築基準法第22条において指定される区域は、ある建築物の火災が近隣の建築物に延焼し、大規模な火災を防止するための区域であり、建築物の屋根の構造方法に係る防火性能を定めることで、当該区域での火災による飛び火や熱が原因となる屋根への着火を抑制することを目的としている。 御提案の内容に関しては、当該建築物において離隔距離の確保等の措置を施した場合であっても、周囲の建築物への飛び火による延焼の防止を確保することはできないと考えられるため、御要望の実現は困難である。	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。	1010010	株式会社アレフ	国土交通省	

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
120200	都市計画区域内における建築基準法第22条指定区域の点的解除	建築基準法第22条	建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全及び衛生の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び設備等に関する最低限の基準を定めているものである。 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物について、屋根の構造を、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能を有するものとしなければならない。	都市計画区域内の建築基準法第22条指定区域について、具体的事業内容、規模が確定している場合、法第22条指定区域の点的解除を行い、茅葺き屋根等の不燃材以外の屋根材使用を可能とする。	提案する事業の対象区域は都市計画区域内で建築基準法第22条区域に指定されており、現状では茅葺き屋根を採用した古民家の復元が不可能です。事業の主目的は、環境学習、農業体験、食育推進などを目的に整備するものであり、日本古来の伝統的な茅葺き古民家を本物の姿で復元することにより、効果を発揮し目的が達成できるものです。都市計画区域外では地域の連担性を鑑み、比較的大きな規模での法第22条区域の解除は特定行政庁により可能となりますが、提案する事業は都市計画区域内で、かつ点的区域を対象としているため都市計画上の整合性が図れません。そこで、具体的事業内容、規模が明確な場合、点的区域での法22条指定区域の解除を可能として頂きたい。 代替措置： 予定建築物離隔距離5m以上、軒裏へのスリッパの設置、屋外消火施設の設置、ライアインバックアップ機能の設置など	建築基準法第22条において指定される区域は、ある建築物の火災が近隣の建築物に延焼し、大火災となることを防止するための区域であり、建築物の屋根の構造方法に係る防火性能を定めることで、当該区域内での火災による飛び火や熱が原因となる屋根への着火を抑制することを目的としている。 22条区域は、防火地域、準防火地域に次ぐ制限区域であり、かつ特定行政庁によって指定されるものであるため、御提案の内容に関しては、当該特定行政庁の判断によるものと考えられる。	D		右提案主体の意見につき検討し回答されたい。	法第22条区域の点的指定解除の条件(解除の基準、考え方、ガイドライン等)細かな部分についても明確でない状況ですが、特定行政庁の判断で宜しいでしょうか。	1010020	株式会社アレフ	国土交通省	
120210	位置指定道路地権者への確認要件の緩和	建築基準法第42条第1項5号	建築基準法第42条第1項5号に規定する位置指定道路は、道路を築造する者の申請に基づき、一定の道の基準を満たすものについて特定行政庁が指定する。	位置指定道路下において実施される水道や下水道などの公共的な工事については、これら工事を実施した後の状況を見た場合に、現在との比較で不利益を受ける者が発生しないなど、一定の要件が満たされている場合には、必ずしも指定道路の地権者全員の承諾を要しないものとする。	指定道路沿線の地域住民が公共サービスの提供を受ける場合、時間的、経済的な損失を避け効果的な工事を実施し、地域住民の利便性を高めることが必要である。しかしながら、位置指定道路にかかる土地所有者全員に対して確認及び承諾を得ることについては、その所在が不明であったり確認が困難であったりする場合がある。時間的、経済的に無駄な負担が発生することにもなる。こうしたサービス提供を行うに当たり、制度的な問題で妨げが発生し、そのことが、いずれかの不利益になるものではないのであれば、迅速にしかも余計なコスト負担なしに事業を実施していくことを可能にする。		E		建築基準法第42条第1項5号に規定する位置指定道路(以下、「位置指定道路」という。)は、道路を築造する者の申請に基づき、一定の道の基準を満たすものについて特定行政庁が指定する道路であるが、位置指定道路下に設置される水道、下水道等の施設は道の基準とは無関係である。また、位置指定道路の地中を掘るにあたって地権者全員の承諾が必要とされているとことであるが、建築基準法ではそのような規制は存在しない。		1058010	札幌市	国土交通省	
120220	建築基準法の緩和	建築基準法第27条第1項	建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全及び衛生の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び設備等に関する最低限の基準を定めているものである。 一定規模以上の特殊建築物は、倒壊防止、延焼防止、避難安全等の観点から、耐火建築物とすることが必要である。木造建築物であっても、耐火性能検証法を用いることにより、耐火建築物とすることが可能である。	建築基準法では、学校や公営住宅等、特殊建築物は、防火安全対策のため木造化を規制しているが、耐火性能検証法により木造化が可能であるとなっている。 しかし、この検証法では、設計・施工に多大な時間と経費を要し、現実的に困難な状況にある。このため、建築基準法における特殊建築物の仕様規定を緩和し、公共施設の木造化を推進する。	愛媛県の「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、延べ床面積が3,000㎡以下であるにもかかわらず、3階建て以上であるため木造化が出来ない公共施設が5施設もあったことから、建築基準法における特殊建築物の仕様規定を緩和することにより、公共施設木造化が促進されれば、県産材の需要拡大を通じて、森林整備が推進される。		C		従来は、過去の市街地大火や建築物火災等の教訓を踏まえ、大規模な建築物が火災により倒壊すると隣接する建築物に延焼等を生じる危険性が高いことから、延べ面積が3000㎡を超える建築物の柱や梁を木造とすることが一律に禁止されており、また、3階以上の階を不特定多数の人が利用する特殊建築物等については、避難安全の確保や倒壊防止の観点から、その柱や梁を鉄筋コンクリート造などの耐火構造とすることとされていた。これらについて、その後の技術開発の進展を踏まえ、平成12年6月に施行された改正建築基準法により性能規格化が行われ、木造であっても耐火性能を有するものであれば、延べ面積が3000㎡を超えるものを建築したり、3階以上の特殊建築物を建築したりできるように措置されたところである。今後も、木造の性能を適切に評価することにより、建築物における木材の利用の拡大に努めてまいりたい。 また、木造建築物については、現段階では汎用性の高い仕様で認められないので、構造上、意匠上の工夫を促す観点から、国土交通省において仕様を定めることは予定していない。 なお、壁、柱等の主要構造部に対する耐火構造の仕様については、民間において着々と大臣認定の実績が積み重ねられている状況にある。		1069010	愛媛県	国土交通省	
120230	寒冷地の下水道処理区域内における尿処理装置を付加した便所の設置	下水道法第11条の3第1項 建築基準法第31条第1項	下水道法第2条第8号に規定する処理区域(排除された下水を最終処理場により処理することができる地域で、公示された区域)内において(み取り便所が設けられている建築物を所有する者は、公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。 下水道法第2条第8号に規定する処理区域においては、便所は、水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものに限る)以外の便所としてはならない。	現行法では「下水道処理区域内の便所は水洗便所以外の便所にしてはならない。」と規定されている。そこで、水道の凍結が予想され、真冬になることのある寒冷地については、おがくずを利用して糞尿を無機成分に分解処理をすることにより、糞尿の(み取りが不要、水を使わない)尿処理装置と一体化型になったトイレ(バイオトイレ)を常設トイレとして下水道処理区域内においても設置・利用したい。	悪臭の発生を防止し、周辺環境に影響を与えない性能を有する尿処理装置と一体化型になったトイレについては、公衆衛生上、水洗便所と同等の効果と有すると考えられる。そこで、食品衛生法検査機関にて大腸菌の検査を行い陰性と結果がでた製品についてのみ、寒冷地の下水道処理区域内でも設置可能とする。一定の性能を有する製品に限定することで、公衆衛生を担保することができる。また、地域特性を考慮し、自治体の判断によって、下水道処理区域内でも「バイオトイレ」を設置可能とする地域を別に定める。また、「バイオトイレ」は水を使わないため、災害等で断水した時にも使用できる。災害時に強いトイレです。「バイオトイレ」は既に仮設トイレとして1400台以上の納入実績があり、特に問題等もなく、利用者には好評を頂いております。		D		第9次提案までの回答の通り、下水道法に定める処理区域とは、都市の健全な発達、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全に資することを目的に、下水道管理者である地方公共団体が、当該地域における人口、地形、土地の用途及び放流先の状況等を勘案して事業計画を定め、国又は都道府県による当該事業計画の認可を受けた上で下水道施設を整備し、下水の処理を最終処理場で処理することが可能な地域として公示されたものです。 この事業計画は、上記の勘案事項に変更が生じた場合には、上記と同様の手続きを経た上で変更することが可能であり、その結果として処理区域を変更することができます。 下水道処理区域の設定は、地域の実態に即して具体的な検討等がなされた上で、定められるものであり、個別具体的な事例毎について、それぞれの地域で十分ご検討頂く必要があります。	下水道処理区域を除外せず、下水道処理区域内に「バイオトイレ」と水洗便所を併存させることが可能であるかという観点で回答されたい。 併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。	下水道処理区域から除外するのではなく、区域内でも設置可能な便所方式として提案しています。この便所は水洗便所の目的に障害を与えず、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、水質保全等の目的をクリアし、加えて、水洗便所を補完する効果があります。この便所は、産学連携による研究開発の成果として生まれ既に1400台以上が設置され問題なく稼働し好評を得ている現実があり、便所も研究開発が進み進化しています。未来志向でこの便所を認めて下さい。	1093010	正和電工株式会社	国土交通省
120230	下水道処理区域内におけるバイオトイレの設置	下水道法第11条の3第1項 建築基準法第31条第1項	下水道法第2条第8号に規定する処理区域(排除された下水を最終処理場により処理することができる地域で、公示された区域)内において(み取り便所が設けられている建築物を所有する者は、公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。 下水道法第2条第8号に規定する処理区域においては、便所は、水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものに限る)以外の便所としてはならない。	オガくずとバイオの力で尿処理を行ない、水を使わないで完全処理できる「バイオトイレ」を木工産地である当該地区の下水道処理区域内で実施すること	木工産地であり「オガくず」・木端」が大量に排出される当該地域において、オガくず廃棄物の有効な利活用を図ることができる。尿処理コストは、オガくずを使用したバイオトイレによって削減され、また、環境に負荷をかけることもない。行政にとっても、生活消費者、産業界にとっても賢明な方法といえる。		D		第9次提案までの回答の通り、下水道法に定める処理区域とは、都市の健全な発達、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全に資することを目的に、下水道管理者である地方公共団体が、当該地域における人口、地形、土地の用途及び放流先の状況等を勘案して事業計画を定め、国又は都道府県による当該事業計画の認可を受けた上で下水道施設を整備し、下水の処理を最終処理場で処理することが可能な地域として公示されたものです。 この事業計画は、上記の勘案事項に変更が生じた場合には、上記と同様の手続きを経た上で変更することが可能であり、その結果として処理区域を変更することができます。 下水道処理区域の設定は、地域の実態に即して具体的な検討等がなされた上で、定められるものであり、個別具体的な事例毎について、それぞれの地域で十分ご検討頂く必要があります。	下水道処理区域を除外せず、下水道処理区域内に「バイオトイレ」と水洗便所を併存させることが可能であるかという観点で回答されたい。 併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。	1109370	白垣木材株式会社、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	国土交通省	

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
120240	デイサービスの付帯設備・空間(食堂、浴室、厨房、デイルーム、トイレ等)の一般利用についての建築基準法の規制緩和	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の3	第一種低層住居専用地域内においては福祉施設に一般客に飲食を提供する食堂等の店舗を併設することができる。	建築基準法第48条および建築基準法施行令において第一種低層住居専用地域における一般食堂(店舗)兼用住宅が条件付ながら認められていることと同じように、一般食堂(店舗)兼用福祉施設を、建築物として認めることにより、デイサービスの多世代の地域住人が出入りし、高齢者との自然な交流を通じて、高齢者の地域からの孤立化を防ぎ、また地域福祉の拠点としての地域住民の幅広いニーズに対応できるようになる。食堂だけではなく、デイサービスの厨房や浴室などの設備と空間を一般住人にも開放する。	デイサービスの食堂を一般開放し、高齢者と地域住人が食事しながら自然にふれあう環境を作る。また厨房を用いて、地域の主婦らが料理教室を開催し、介護食なども経験する。デイの利用者が講師になったり、味見役を担うこともあり、栄養士が地域の方々を対象にした講座を開催したり、口腔ケアについての学習会が開催されたり、トイレや浴室を使用した介護者教室が開催されたり、デイのアクティビティと兼ねた地域の方々の音楽教室も開かれる...という具合に地域と高齢者をまぜこぜにした実践を行うことにより、高齢者の社会参加意識を高めると同時に地域のコミュニケーションの活性化、新しいビジネスの創造を、デイサービスが担うことが出来る。	現行の建築基準法ではその施行令において、第一種低層住居専用地域では、福祉施設に付帯する食堂で、一般客に飲食を提供することはできないとされており、デイサービス事業を行う場合のみに、その設備と空間は使用される。高齢者が住みなれた地域で可能な限り自立的で孤立化しない生活を継続させるためには、ユニバーサルで、生活圏内には必ずあるデイサービスを地域の交流拠点として、地域に開放することが必要と考えるが、一般住人が利用すれば、基準法上は目的外使用とされ、地域とは断絶されているのが現状である。食堂をはじめデイサービスの設備を一般開放し、高齢者と高齢者を取り巻く(地域)そのものが元気を回復することにより、介護報酬抑制制され、新しいビジネスチャンスが生まれ、地域が活性化の一助となると考える。			第一種低層住居専用地域は、低層住居に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域であることから、一般客に飲食を提供する食堂については、住宅と兼用でかつ一定の規模以下である等の条件に適合するものに限って建築を許容している。当該条件を一律に緩和することは第一種低層住居専用地域の良好な住居の環境を保護する上で支障となることから適当ではない。ただし、個別の計画については、当該地域の環境を害するおそれがないもの又は公益上やむを得ないものとして特定行政庁が認めて許可した場合は建築することが可能である。また第二種低層住居専用地域に用途地域を変更することによっても、一定規模までの飲食店の建築を許容することは可能である。さらに、特別用途地区を指定するとともに、条例により当該地区内の用途規制の緩和を行うことも可能である。	費省回答で「個別の計画については、当該地域の環境を害するおそれがないもの又は公益上やむを得ないものとして特定行政庁が認めて許可した場合は建築することが可能である。」とあるが、竣工済物件における用途変更の場合も特定行政庁の許可で可能であるかを回答されたい。	1101020	特定非営利活動法人 雄木林物語	国土交通省	
120250	建築基準法第4条第2項の規定に基づく建築主事の設置	建築基準法第4条第2項、第3項、第97条の3、建築基準法施行令第149条	建築基準法第4条第3項では、従来、建築主事を置いていない市町村が建築主事を置こうとする場合に、都道府県から市町村への事務の移管が円滑に行われることを確保するため、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議し、同意を得ることとしている。	建築基準法第4条第1項の規定に該当しない区市町村が同条第2項の規定に基づき建築主事を設置しようとする場合に、都道府県知事との協議を行いその同意を得ることを要する旨を定める同条第3項の規定を、提案主体には適用しない。	現在は建築基準法第97条の3及び建築基準法施行令第149条の規定により、建築物の延べ床面積1万㎡以下に制限されている提案主体の特定行政庁及び建築主事の建築確認、建築許可、中間検査、完了検査、特殊建築物定期調査報告書調査、建築設備定期点検報告調査及び違反建築物取締等の事務処理の権限の制限を撤廃するとともに、現在は東京都知事の権限とされている中間検査特定工程指定及び特別容積率適用区域内における特別容積率の限度の指定等の事務処理の権限を提案主体の権限とし、既に権限制限を受けていない開発行為の許可に関する権限を併せて行使することにより、総合的かつ主体的なまちづくりを推進する。	建築基準法に基づく許認可の審査期間短縮、建築基準法に基づく許認可に関する証明書交付及び図書閲覧窓口の一本化等による住民サービスの向上、宅地造成から総合設計許可、建築確認、検査及び建築物の建築後の維持管理までを含めたまちづくりは、広域自治体である東京都ではなく、基礎的自治体である提案主体でなければ十分に推進することは困難である。詳細は、添付資料「構造改革特区提案理由書及び添付資料「建築状況比較表」とあり	C		御要望の案件は、制度上は建築主事の設置が可能となっているものであり、建築基準法上の規制が障害となっているものではないため、特区として対応することは不適切である。また、御提案の内容では、法第4条第3項の趣旨である事務移管後の建築行政の円滑な実施を担保することはできないと思われることから、御要望の実現は困難である。	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。	1114020	千代田区	国土交通省	
120260	市街化調整区域内における農家民宿の営業	都市計画法第34条	市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が開発許可をすることができることになっている。	都市計画法にかかると「開発許可制度運用指針」において、農家民宿営業を許可の対象とする旨を明記していただきたい。	宮城県大和町の市街化調整区域内において、農業とそば打ち、味噌・漬物加工などの体験によるグリーンツーリズムをテーマとした農家民宿を営業したい。	市街化調整区域内において、現在の住宅を増改築せずに小規模な農家民宿の開設を希望しているが、都市計画法に基づき国土交通省が定め、各都道府県に通知した「開発許可制度運用指針」には、レクリエーション施設の例示はあるが農家民宿については記載されておらず、都道府県との判断に委ねられており、実現への障壁が極めて高い。 グリーンツーリズムの実施において、気軽に自然と農業と触れあうことのできる都市の周辺地域は好条件を備えている。市街化を促進する畏れがなくなり、農家民宿営業希望者と市町村によるグリーンツーリズム計画策定を前提に、市街化調整区域における農家民宿営業を許可の対象とする旨を明記されたい。	D		市街化調整区域においては、法第34条各号のいずれかに該当する開発行為は許可が可能となっている。一方、これらの基準の運用については、開発許可権者に対する技術的助言である「開発許可制度運用指針」において、全国的に想定される代表的な案件を例示しつつ、画一的な運用ではなく地域の実情等に応じた運用が望ましいこととしている。農家民宿については、全国的に想定される代表事例とは言えないことから、運用指針で例示することは考えていない。 ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。	「開発許可制度運用指針」は例示であり、「開発許可制度運用指針」に記載されている案件以外のものを認めないとの趣旨ではないとの認識で良いか。また、開発許可権者が地域の実情に応じて「開発許可制度運用指針」に記載されている以外の案件を開発許可しても構わないとの認識で良いか回答されたい。併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。	1015010	個人	国土交通省	
120260	市街化調整区域内における農家民宿の営業(用途変更)	都市計画法第34条	市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が開発許可をすることができることになっている。	都市計画法第34条第10号口に基づく「開発許可制度運用指針」に農家民宿営業を許可の対象とする旨を明記していただきたい。	当地区は、町の東側に位置する農村地帯で、吉田川を水源とする豊かで潤いのある水田が広がっており、これらが良好に保全され美しい農村景観が保全されている地域である。ここで体験・農業、そば打ち、味噌・漬物等の加工)を利用される方を中心とした農家民宿を考えている。 農家民宿で使用する材料(蕎麦、味噌、漬物等)は、周辺農家の協力によりほぼ全て地元産出の材料を利用することを考えている。特に、蕎麦については、地元で減反作物として栽培したものを使用する計画であり、農業振興はもとより地域の活性化にも寄与するものと考えている。合わせて周辺農家と共同で農業体験希望者を募り、農業体験者の食事、宿泊を引き受ける計画としている。	市街化調整区域内の農家が、施設の増改築を行わず、現在の住宅をそのまま利用した小規模な農家民宿の開設を希望している。この農家は、平成13年に宮城県で開催された国体で、選手を民泊させており、その際に台所・風呂等を増改築しているため、現在の建物に手を加えず、用途変更するだけで小規模な農家民宿を営業できる状況にある。 当該市街化調整区域内においては、県内有効の穀倉地帯として大規模な農業が営まれており、農家民宿への用途変更により市街化を促進する恐れがないことや、隣接する市街地住民の農業・農村に対する理解促進に向けて果たす役割が大きいことから、市街化調整区域内における用途変更を可能にしたい。 この農家のほかに農家民宿を希望している者もなく、現在の施設で小規模にやるものであり、市街化を誘発することは考えられない状況にある。しかしながら、都市計画法においては、農家民宿営業のための開発許可が規定されていないため営業できない状況にある。	D		市街化調整区域においては、法第34条各号のいずれかに該当する開発行為は許可が可能となっている。一方、これらの基準の運用については、開発許可権者に対する技術的助言である「開発許可制度運用指針」において、全国的に想定される代表的な案件を例示しつつ、画一的な運用ではなく地域の実情等に応じた運用が望ましいこととしている。農家民宿については、全国的に想定される代表事例とは言えないことから、運用指針で例示することは考えていない。 ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。	「開発許可制度運用指針」は例示であり、「開発許可制度運用指針」に記載されている案件以外のものを認めないとの趣旨ではないとの認識で良いか。また、開発許可権者が地域の実情に応じて「開発許可制度運用指針」に記載されている以外の案件を開発許可しても構わないとの認識で良いか回答されたい。併せて右提案主体の意見につき検討し回答されたい。	1021010	大和町	国土交通省	
120270	市街化調整区域での開発許可の拡大	都市計画法第34条	市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が開発許可をすることができることになっている。	新潟市島見町の市街化調整区域内で、大学、専門学校などの教育機関、また住宅などの居住施設を開発できるようにしたい。	新潟市島見町の市街化調整区域近隣の住民にとっては、文教地区開発が進むことで街の活性化や生活利便性が図れるので、是非この市街化調整区域内での開発許可の拡大を提案し、地域貢献の一助としたい。	新潟市島見町の市街化調整区域近隣の住民にとっては、文教地区開発が進むことで街の活性化や生活利便性が図れるので、是非この市街化調整区域内での開発許可の拡大を提案し、地域貢献の一助としたい。	D		市街化調整区域においては、地区計画又は集落地区計画の区域内において当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為等であれば、現行制度上許可が可能となっている。 ご提案の施設の立地の適否については、開発許可権者と相談されたい。	1109120	学校法人新潟総合学院、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	国土交通省		

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
120480	与那国島を起点とした小型貨物船・貨客船等の短国際航海推進に資する特例措置(どなん海人特区)	国際航海船舶及び国際港湾保安施設の保安の確保等に関する法律第44条、第46条 国際航海船舶及び国際港湾保安施設の保安の確保等に関する法律施行規則第74条、第77条	国際航海船舶及び国際港湾保安施設の保安の確保等に関する法律第44条の規定に基づく船舶保安情報(同法第46条において準用する場合を含む。)の通報は、同法施行規則第74条第1項の規定により、入港を24時間前までに、入港をしようとする本邦の港を管轄する海上保安官署の長に対して行わなければならない。	与那国町において、船舶法上の小型貨物船・貨客船が、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」等の法令を遵守し、与那国島を起点とした国際航海を行うことを推進するために、かかる航海に従事する小型船舶の与那国島内港湾に係る入出港の届付け出を与那国町役場が受理できることとする。	同法第46条および同施行省令に鑑みれば、与那国町に所在する港湾に係る全ての国際航海に従事する船舶の入出港は、海上保安官署(石垣海上保安部)に通報しなければならない。与那国島を起点とする500トン以下の小型貨物船・貨客船の国際航海については、これを行う際の入出港について、与那国町役場に所定の届け出を提出し、海上保安官署(石垣海上保安部)に代わって町役場がこれを受理の上、管区内の海上保安官署に転送できることとする。	本提案は、台湾花蓮港と与那国町祖納港・久部良港の間がわずか60海里であるという国境海域の特殊性に鑑み、関係法令を遵守しつつ、与那国町を起点とする500トン以下の小型貨物船、12名以下の乗客を運搬する貨客船等による非定期的国際航海等について、入出港手続に便宜を図ることにより、近くで遺い現状にある与那国-台湾間の直接交流を推進するものである。与那国島には石垣海上保安部の職員一名が駐在しているが、その事務の一部を町役場が協力することにより、入出港をより容易なものとする効果がある。非定期的国際航海にあたっては、所轄の入国管理官等が随時来島することにより計画的に行うこととするが、かかる短国際航海を通じた島内の生活必需物資や防災物資等の入手を円滑化するなど国境交流の活性化を図り、古琉球時代以来、国際航海を行ってきた与那国の海人の伝統を回復しつつ、離島振興への再チャレンジを図る。	C	船舶保安情報は、当該船舶の保安の確保のために必要な措置が的確に講じられているか国の責務として海上保安庁が審査するために通報義務が課されているものであるところ、このような審査に必要となる権能を有しない与那国町役場が海上保安官署に代わって受理することは不適当です。 さらに、船舶保安情報については、その通報受理後限られた期間に審査を終了し、必要な場合には巡視船艇等を派遣し、立入検査・入港禁止等の措置をとらなければならないため、海上保安庁の機関ではなく、審査過程に簡与しないが与那国町役場を經由することは、迅速な審査に支障を来すこととなります。 なお、通報義務者である船長若しくは当該国際航海船舶の所有者からの依頼により、与那国町役場がその代理人として、船舶保安情報を海上保安官署に通報することは制度上可能となっております。	右提案主体の意見につき検討し回答されたい。	補足資料参照。以下概略。 貴回答は本提案(与那国町に所属する船長に限り、与那国町役場が船舶保安情報の通報を代理する)の趣旨とすることができ、提案内容について、実施できることが確認できた。 なお、参考として、以下2点についてお伺いしたい。 ・実際に代理を行う場合の手続きが不透明である。代理手続きの適正化を図るため、通知等により、その手続きを明確化できないか。 ・貴回答にある「審査」のうち、簡易かつ定型的な審査については、迅速な対応促進等を趣旨として与那国町への委任を検討することはできないか。	1113040	与那国町	国土交通省	